

自民党が憲法の全面改定案を発表

# 自衛軍を明記し、海外派兵をねらう

自民党は10月28日「新憲法草案」を決定し、11月22日の結党50年党大会で正式に公表する予定です。

## 9条の以外の改定ポイント

憲法の前文が全面的に書き換えられ、「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないように決意」という、不戦の誓いをバツサリ削り、「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって支える義務を共有」とし、「愛国心」を植えつけようとしています。

国民に保障する自由及び権利には「責任と義務」が伴い、常に「公益及び公の秩序」に反しないように「享受」とし、自由と人権に制限を加えることを可能としています。

「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」なら、国や自治体が宗教活動にかかわれるとして、靖国神社への参拝を可能とする政教分離の緩和を行っています。

地方自治を「基礎的自治体」と「広域地方自治体」に分類し、道州制や市町村合併を促進しています。憲法改正の国会の発議を、現行衆参各院の各々2/3以上から過半数に変え、憲法を容易に変えられるよう緩和しています。

## 憲法改悪反対共同センター

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4全労連会館4F  
TEL 03(5842)5611 FAX 03(5842)5620  
ホームページ <http://www.kyodo-center.jp/>



2004年7月21日  
アーミーテージ米国務副長官発言

自民党の改憲の動きの背景には、アメリカと財界の要求があります。アメリカは、多くの国の反対や国連を無視して一方的にイラクに侵略、日本に対しては、自衛隊の派遣を要請し、「憲法9条は日米同盟の妨げ」と改憲を迫りました。日本の財界も海外に進出した企業の資産や権益を守り、武器輸出や軍需産業を増強するために、平和憲法が邪魔だと言っています。

## 憲法の改定は、アメリカと財界の要求



## 「自衛軍を保持し、戦争できる国」へ大転換

自民党の新憲法草案は、9条の第1項は現行のままに、第2項の「戦力不保持」「交戦権の否認」の規定を全面的に削除し、新たに「わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保」するため、「自衛軍」を保持すると明記。その上に、自衛軍の任務を遂行するため、「国際的な協調活動」(海外派兵)、「公共の秩序維持」(治安出動)などを行うことができるとしています。これは、憲法9条を変えて日本をアメリカとともに海外で「戦争できる」ことを可能にするもので、現憲法の非武装・恒久平和主義の原則を根本から覆すものです。